

# 神戸ウエディングクイーン利用規約

## 1 目的

本規約は、神戸ウエディング会議（以下、当会とする）の会員企業または非会員企業（以下、利用企業とする）が、神戸ウエディングクイーン（以下、クイーンとする）を自社または自社顧客企業のイベント出演・広告モデル等に利用するにあたり、当会と利用企業との間で、クイーンの利用について規定することを目的とします。

## 2 ウエディングクイーン利用にあたって

利用企業は、クイーンをモデルとして、イベント・フェアへの出演、パンフレット・チラシ・ポスター・映像等（以下、成果物とする）で利用することができます。

写真・映像の第3者への貸与・譲渡は不可とし、利用可能な期間は撮影後3年6か月以内かつ利用開始後3年以内とします。

※利用に伴う成果物は、当会事務局に必ず一部提出してください。また二次利用については当会事務局にご相談ください。

- ① クイーン1名あたりの利用料金は下記のとおりとします。

会員企業 10時間迄の利用＝12,000円（税別）

非会員企業 5時間未満の利用＝20,000円（税別）

5時間以上10時間迄の利用＝40,000円（税別）

別途交通費として1名あたり1,000円（但し、遠方の場合は別途実費の費用負担）

※上記時間には支度時間（1時間～1時間半）を含みます。

※1日10時間を超える利用はできません。

- ② 上記利用料金には、クイーンの衣装（ワンピース）・アクセサリー一式、及びクイーン本人によるヘアメイクを含みます。

尚、その他のウエディングドレス（ロング）等の衣装費用や、ヘアメイク等の費用については、利用企業の負担とさせていただきます。

※クイーンのイメージを損なうような衣装、ヘアメイクは禁止とします。

※当会にてヘアメイク・カメラマン等の手配も可能ですのでお問い合わせください。

- ③ 7日以前のキャンセルについてはキャンセル料は発生しません。6日前から前々日までのキャンセルは利用予定料金の50%、前日・当日のキャンセルは利用予定料金の100%のキャンセル料を利用予定企業にお支払いいただきます。

- ④ クイーンの利用を希望する場合は、当会事務局に対して、利用内容と合せて申し込むものとし、利用の可否は当会の判断にて決定いたします。

- ⑤ 利用に伴う成果物については、撮影後3年6か月以内かつ利用開始後3年以内の使用権を許諾するものであり、クイーン在任中のクイーンとしての活動に関わる肖像権は当会に帰属します。

- ⑥ 利用中の事故が発生した場合は、利用企業の責任といたします。

## 3 禁止事項

- ① 公序良俗に反する行為。
- ② 法律・条令その他の法令に違反する行為。
- ③ クイーンへのボディタッチ、嫌がるポーズや嫌がる衣装の着用の強要。
- ④ 申込み内容以外での出演や撮影。
- ⑤ スカウトや直接撮影依頼する行為（連絡先記載の名刺等を渡す行為など）。

以上